

新型コロナウイルス感染情報（ポルトガル・スペイン間の移動制限の延長について）

● 3月16日から4月14日まで実施された、ポルトガルとスペイン間の陸路、空路・水路（河川）の移動の制限措置が5月14日まで延長されましたので、ご注意ください。

（1）陸路

9つの国境通過地点（北から、Valenca, Vilaverde, Quintanilha, Vilar Formoso, Termas de Monfortinho, Marvao, Caia, Vilaverde de Ficalho, Vila Real de Santo Antonio)) 以外の国境をまたぐ移動は禁止。これら9つの地点においては、貨物の輸送や国境をまたがる労働者等に対象が限られています。また、両国間の鉄道は引き続き運休となります。

（2）空路及び水路

ポルトガル・スペイン（カナリア諸島含む）間の直行便及び水路についても同様に引き続き全便運休となります。

● ポルトガル交通・運輸院は、一般市民及び運送業者等向けに新たに交通関連に関するポータルを立ち上げました。同ポータルでは、緊急事態宣言下における交通規制情報等、有益な情報が随時更新される予定です（ポルトガル語）。

同ポータルへはこちらからアクセスください。

<https://covid-19-imt-ip.hub.arcgis.com/>

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

e-mail：consular@lb.mofa.go.jp